

3 学校生活における対応

3-1 情報の把握

(1) 保護者からの情報収集

養護教諭、学級担任、栄養士等は、日頃から食物アレルギーをもつ児童生徒の保護者と正確な情報交換をするように心がけ、対象の児童生徒の症状に変化等がある場合には、年度途中であっても学校へ連絡するように保護者に伝える。

(2) 医師からの情報収集

養護教諭、学級担任、栄養士等は、主治医・学校医と連携を密にし、必要に応じて、食物アレルギー対応に関する指導・助言を受けられるようにしておく。

(3) 保護者との面談のポイント

事前面談においては、食物アレルギーをもつ児童生徒の家庭生活における具体的な状況や保護者からの食物アレルギー対応に関する意向を把握する。また同時に、学校生活における対応方法について、保護者に理解を求め、対象児童生徒への適切な対応を協議することを目的とする。それらにより、保護者と学校関係者及び栄養士との間で良好な関係を築くことに心がける。

したがって、事前面談を行う際は、学校へ提出された「学校生活管理指導表(様式2)」と「食物アレルギー個人記録票兼聞き取り調査票(様式3)」にて食物アレルギーの程度・症状、家庭で行っている食事制限の内容等の確認をし、それとともに、医療機関への受診状況、食物アレルギー発症時の経過と対応、持参薬の有無などの詳細に渡って聞き取り、記録する。

実施面談においては、対応食の実施内容等に関する詳細な事項の確認や緊急時における対象児童生徒への適切な対処及び保護者への連絡体制を確認するために実施し、食物アレルギー対応を円滑かつ安全に実施することを目的とする。

その他、食物アレルギーの症状は、児童生徒の成長に応じて症状が緩和したり重篤な症状を示したりすることが多いため、年度途中においても対象児童生徒の主治医の診断をもとに、保護者、学校(養護教諭、学級担任等)及び給食センター(栄養士)の間で必要に応じて面談の機会を設け、情報を共有する必要がある。

3-2 食物アレルギー個人カルテの作成とその活用

1. 食物アレルギーをもつ児童生徒の個人記録の収集

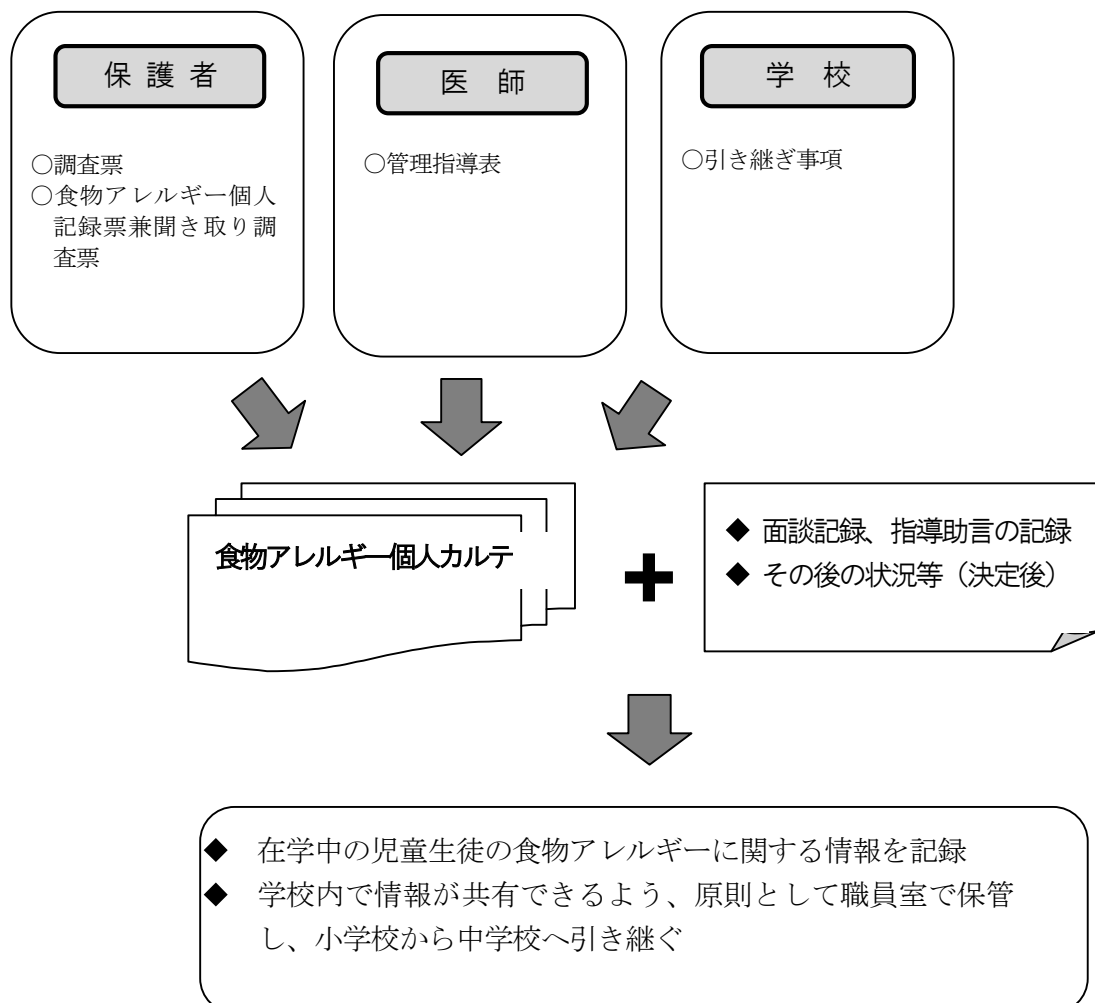
学校関係者は、食物アレルギーに関して正しく理解するとともに、給食はもとより給食以外における食物アレルギーの事故防止及び緊急時の対応について協力体制を確立するために必要な情報を集約し、「食物アレルギー個人カルテ」として整備する。

食物アレルギー個人カルテには、各種調査票、申請書、届出書等の帳票をファイリングし、必要に応じて加除する。

2. 食物アレルギー個人カルテの管理と活用

食物アレルギーについて得られた個人情報については、保護者、医療機関及び学校関係者の間で共通理解を図り、児童生徒の安全確保のための体制を整備するものとして、個人情報の保護に配慮しながら活用し、小学校から中学校への進学時、進級時に引き継ぐようにする。

図6 食物アレルギー個人カルテの作成



3-3 関係機関との連携

1. 医師との連携

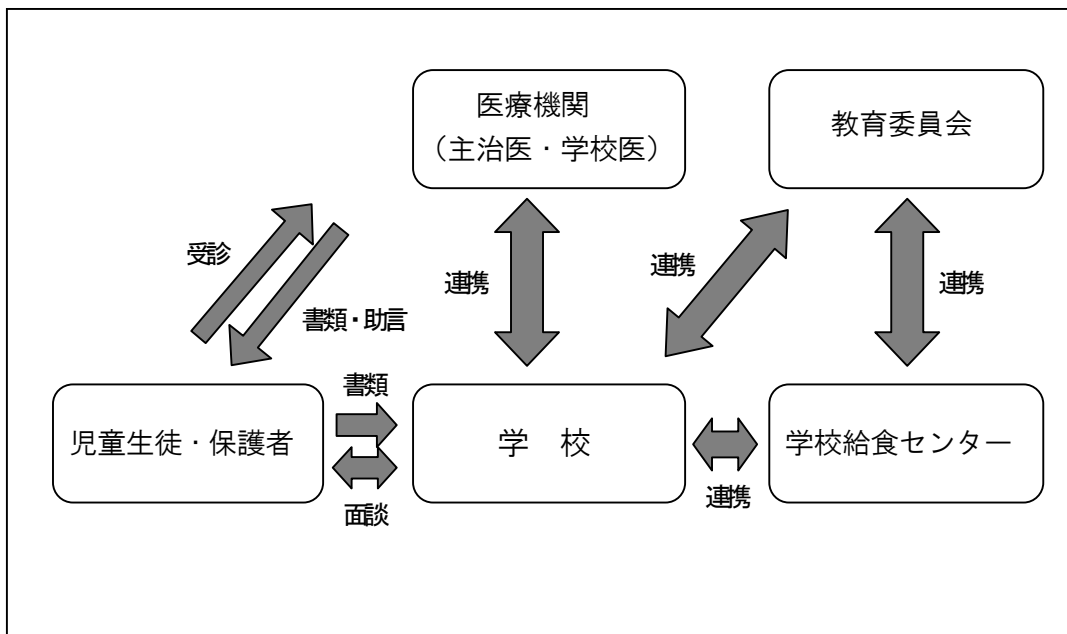
学校関係者は、常に主治医や学校医と連携を密にとり、食物アレルギーに関する必要なアドバイス等を受けられるようにしておく。

2. 保護者との連携

食物アレルギー対応を行うに当たって、学校関係者は児童生徒の健康状態を把握し、より良い対応ができるように連絡ノート等を活用するなど保護者との情報交換を十分に行う。

また、学校給食以外の校外活動等（調理実習、宿泊研修等）において食事を伴うような場合は、事前に保護者と連絡を取り、緊急時の対応が適切に行えるように備えておく。

図7 食物アレルギー対応のネットワーク



3-4 教職員等の役割

食物アレルギー対応が必要な児童生徒のために、校長のリーダーシップのもと、日頃から食物アレルギー対応に関する教職員等の共通理解を図るとともに、保護者と連携・協力して取り組んでいくことが大切である。

下記は、食物アレルギー対応における教職員等の役割を示す。

(1) 学校の教職員の役割

校長	学校全体の指導・監督、保護者への説明、事故発生時の対応・報告
	<ul style="list-style-type: none"> ○食物アレルギーの対応について、教職員が共通理解をもつように指導する。 ○学校医、主治医への継続的な情報と協力を依頼する。 ○学校における児童生徒への対応食に責任をもって実施する。 ○食物アレルギー発症時における対応及び報告を教育委員会へ行う。
教頭	教職員への指導、連絡調整
	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ保護者との相談の場を設定する。 ○学校内の研修を企画する。 ○保護者との面談の日程調整をする。
学級担任	保護者との連絡調整と給食時間の現場対応、環境づくり
	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者からの連絡、申出を学校関係者等に伝え、連携を密にしておく。 ○食物アレルギー対応を必要とする児童生徒が安全で楽しい給食時間を送ることができるように十分配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対応食の確認をする。 ➤ 使用する食器・配膳用器具等にアレルゲンが付着しないように注意する。 ➤ 配膳時に給食当番の誤配がないかの確認をする。 ➤ 弁当持参した児童生徒の喫食状況の確認をする。 ➤ 喫食中・喫食後における児童生徒の状況の確認をする。 ○緊急時に保護者へ連絡をする。
養護教諭	調査の実施、関係機関との連絡調整、緊急時の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食食物アレルギー対応食判定委員会の審査資料を作成する。 ○食物アレルギー個人カルテを管理する。 ○学校内の食物アレルギーをもつ児童生徒の状況を把握し、学級担任、給食主任及び給食センター（栄養士）との連携を図る。 ○緊急時における対処方法や医療機関への連絡方法を確認する。 ○進級時・進学時における引き継ぎを行う。

給食主任	食物アレルギーをもつ児童生徒の把握
<ul style="list-style-type: none"> ○食物アレルギーをもつ児童生徒の状況を把握し、学級担任、養護教諭との連携を図る。 ○対応食の受取り、保管及び配膳についての流れを確認する。 	
配膳員・校務員	対応食の受取り、職員室への配送
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の対応食を確認し、受取り、職員室へ届ける。 	
教職員	学級担任不在時の対応、対応食の保管・受渡し
<ul style="list-style-type: none"> ○職員室に届いた対応食と「学校別食物アレルギー対応者一覧表(様式 11-2)」の個人名を確認後、対応食を保管する。 ○職員室へ受取りに来た児童生徒本人を確認し、対応食を手渡す。 ○学級担任が不在の場合、サポートに入る教職員は、児童生徒のアレルギーの内容を把握し、学級担任と同等の対応ができるようにする。 	
学校支援員(アレルギー対応給食支援)	食物アレルギーの支援
<ul style="list-style-type: none"> ○校長の指示の下、食物アレルギー対応について支援する。 	

(2) 給食センター職員の役割

栄養士	対応食の対応
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒のアレルゲンや症状、家庭での食事制限等の状況を把握する。 ○学校関係者及び保護者とともに、対応食の毎月の献立について確認する。 ○食物アレルギーをもつ児童生徒の状況を把握し、学級担任、給食主任及び養護教諭との連携を図る。 	

3-5 児童生徒への指導

1. すべての教職員の共通認識

すべての教職員は、食物アレルギーに関する研修会等に積極的に参加し、お互いに連携しながら食物アレルギー対応に関する共通理解を図る。

2. 対象の児童生徒への個別指導

児童生徒の発達段階に応じて保健指導、栄養指導及び生活指導を行い、次のような自己管理能力を育成する。

- ・自分にとって安全な食品と安全でない食品の見分け方
- ・安全でない食品が出されたときの回避の仕方
- ・アレルギー反応による症状出現の把握の仕方
- ・アレルギー症状が出ていることの周囲の大人への伝え方
- ・年齢に応じた食品ラベルの読み方

① 保健指導

学級担任が養護教諭等と連携して行う保健指導は、次のことに留意して指導する。

- ・同じ食物を一度にたくさん摂らず品数を増やすこと。
- ・よく噛んで食べること。
- ・お腹を圧迫しないように姿勢をよくすること。
- ・楽しく食事をすること。

なお、体調不良やストレスにより消化能力が低下しているときには、たんぱく質を控え、軟らかな食事にすることも必要である。

② 栄養指導

栄養教諭あるいは栄養職員は、身体成長および重要な発達過程である学童期において、単にアレルギー食品を除去すればよいのではなく、代わりに摂取できる食物を探し、栄養面の問題や発育発達のチェックを合わせて行うように努めなければならない。

また、適正な代替食品を摂取し、栄養障害を生じさせることのないように配慮し、食を通して心身ともに正常に成長させることに努める。

③ 生活指導

学級担任を中心に養護教諭等が連携して、食物アレルギーに伴う児童生徒の不安を取り除き、体と心の両面から指導できるようにすることが大切である。生活の仕方、ストレスへの対応なども症状に関連するため、規則正しい生活と安定した精神状態を保つ指導を繰り返し行うようにする。

④ 自己管理能力の育成

自己のアレルギー症状を正しく認識し、特定の食品を食べると身体が異常な反応を示すことを理解し、その食品を口にしないようにする。

また、友達から食べることを勧められたときに、きちんと断り、その理由を話せることができるように指導する。

3. 周りの児童生徒への指導と保護者等への啓発

学校関係者は、周りの児童生徒に対して「食物アレルギーは好き嫌いではなく疾患の一つである」ということや、「自分にとっては何でもない食物が人によっては生命に関わる」ということなどを適切に指導し、アレルギー症状をもつ児童生徒の精神面について十分に配慮する。

また、学校給食センターから保護者に配布する「給食だより」や市のホームページを利用して、食物アレルギーに関する情報を掲載し、保護者への啓発を図る。

3-6 学校給食以外における食物アレルギー対応の留意点

1. 食品を扱う授業や様々な活動

ごく少量のアレルゲンに「触れる」、「吸い込む」ことでアレルギー症状を起こす児童生徒がいるため、個々の児童生徒に応じたきめ細かな配慮を必要とする。そのため、保護者と十分協議を行い、個々の児童生徒に応じた対応をとるよう留意する。

① 家庭科・総合的な学習・生活科・学級活動・クラブ活動等

様々な食品を利用した調理作業や調理した料理の摂食、地域の産物に関する調査活動等が行われる場合には、事前に保護者と相談し、アレルギー症状のある児童生徒への接触や誤食が発生しないように配慮する。

また、リサイクル体験、図工製作等において、牛乳パックやデザート容器を解体したり洗浄したりする場合や小麦粘土を使用する場合などは、アレルゲンとの接触や吸入を避けるように留意する。

② 給食時間の当番活動等

食物アレルギーをもつ児童生徒が給食当番を行う場合、アレルゲンに接触しないよう配慮する。

また、机上や床を拭く際は、パンくずや牛乳などのアレルゲンが付着することもあるため、使用する雑巾等にアレルゲンが付着していないかよく確認した上で使用させるよう配慮する。

2. 体育や部活等の運動を伴う活動

食物依存性運動誘発アナフィラキシーを発症する原因となる「運動」をする場合は、特に注意する必要がある。運動とアレルゲンの組み合わせによりアナフィラキシーの症状が誘発されるため、運動時間が予定されている場合は事前にアレルゲンの摂取を避けることが必要である。

アナフィラキシーの既往のある児童生徒は、運動がリスクになるかどうかを確認し、運動する機会が多い学校生活を安全に過ごすことができるよう留意する。

また、症状が誘発される運動の強さにも個人差があるため、事前に保護者と運動や摂食を制限する場合を相談して決めておく。

3. 校外活動等

校外活動等は、児童生徒にとって貴重な体験であるため、すべての児童生徒が参加できるように緊急事態にも迅速に対応できるよう留意する。

① 食事等の配慮

宿泊を伴う校外活動では、宿泊先での食事が中心となるため、事前に宿泊先と連絡をとるなど十分な情報交換を行い、児童生徒の症状に合わせた対応を依

頼する。また、枕にそば殻が使用されていることもあるため、寝具などについても配慮する。

一方、児童生徒がおやつを持ってくる場合、児童生徒間で安易にお菓子の交換をしないよう指導を行うなどの配慮をする。

② 緊急時の配慮

校外活動など普段とは違う環境においては、通常に比べ教職員の目が行き届きにくい傾向があるため、次の事項について留意する。

- ・すべての教職員で、児童生徒の食物アレルギーに関する情報を共有する。
- ・宿泊先における緊急時の搬送先医療機関に関する情報を事前に調査しておく。
また、主治医から医療機関への紹介状を事前に準備するなど、医療機関との連携に努める。
- ・アドレナリン自己注射薬（エピペン®）などの救急治療薬が処方されている場合は、管理方法、緊急時の対応方法などを事前に保護者、本人と十分話し合い、主治医または学校医とも相談して決めておく。

③ その他の留意点

催し事でお菓子等の食品が提供される場合、その中にアレルゲンが含まれている可能性があるため、事前に内容を確認し、アレルギー症状をもつ児童生徒が誤食しないよう配慮する。